

ヨーロッパ評議会 Council of Europe

European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT)

CPT/Inf (2020)13

コロナウイルス感染症 (COVID-19)・世界的流行の文脈における

自由を奪われた人の処遇に関する原則の声明

Statement of principles relating to the treatment of persons deprived of their liberty in the context of the coronavirus disease (COVID-19) pandemic

2020年3月20日発出

〔翻訳：新倉修&共益的正義・法文化研究所翻訳チーム〕

コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行は、ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) のすべての加盟国の権限を有する機関 (当局・官憲) にとって例を見ない挑戦となった。自由を奪う様々な場所 (警察留置施設 police detention facilities、行刑施設 penitentiary institutions、移民拘禁施設 immigration detention centres、精神病院 psychiatric hospitals およびソーシャルケアホーム social care homes を含む) と検疫のために対象者を収容しておくさまざまな新たに建設された施設やゾーンにおいて働く職員にとって格別の濃密なチャレンジとなっている。コロナウイルス感染症と闘う確固とした行動をとるべきことは明確な責務となっており、当委員会は、あらゆる関係者に対して拷問および非人道的または品位を損なう取扱いの禁止が絶対的な性質をもっていることを再度確認するものである。保護的な措置がけっして自由を奪われた人の非人道的または品位を損なう取扱いを招く結果としてはならない。本委員会の見るところ、以下の原則は、ヨーロッパ評議会の地域内において自由を奪われた人について責任を負うあらゆる関係当局によって適用されなければならない。

- 1) 基本原則は、自由を奪われたあらゆる人の健康と安全を保護するためのあらゆる可能な行動がとられなければならないというものである。このような行動がとることが職員の健康と安全を保持するためにも役に立つ。
- 2) WHO の世界的流行対策ガイドラインおよび国際基準に合致する国内保健・臨床ガイドラインは、自由を奪うあらゆる場所において全面的に遵守され、実施されなければならない。
- 3) 職員の対応は強化されなければならないが、職員は、自由を奪われた場所における任務を継続して完遂することが可能となるように、あらゆる職業的支援を受け、健康と安

全の保護を受け、必要な研修を受けるものでなければならない。

- 4) コロナウイルス感染症の拡大を予防するために自由を奪われた人の対して取られるいかなる制限措置も、法的な根拠を持つものでなければならず、必要性があり、均衡のとれたものであり、人間の尊厳を尊重し、時間的な限定を付したものでなければならない。自由を奪われた人は、自ら理解する言語において、そのような措置のいずれについても、包括的な情報を受け取るものでなければならない。
- 5) 密接な人的な接触がウイルスの拡散に寄与しているので、自由の剥奪に代わる代替的な手段によることをあらゆる関係当局によって一致協力して取り組むべきである。このようなアプローチは、とりわけ、過密な状況においては重要な責務である。さらに、当局は、公判前勾留の代替、量刑の縮減、早期釈放とパロールをさらにいっそう利用するように努めなければならない。精神病患者の非任意の収容を継続する必要性の見直し、適切な場合におけるソーシャルケアホームの居住者の解除または退所とコミュニティケアへの移行、可能な限り最大限度の、移民の拘禁を抑制に努めなければならない。
- 6) 保健に関して、高齢者、既往症などの病歴がある者など、弱者集団やリスクを抱えた集団にとりわけ配慮して、拘禁されている人の格別のニーズに特別の注意が払われなければならない。これにはとりわけ、コロナウイルス感染症の検査 screening と必要とされる場合の集中治療への移行が含まれる。さらに、拘禁された人は、この時期に、職員から付加的な精神的支援を受けるものでなければならない。
- 7) 基本的ではない活動を停止することは正当かつ合理的であるが、世界的流行の期間中における拘禁された人の基本的権利は、全面的に尊重されなければならない。これには、とりわけ（湯水と石鹸を含む）身のまわりの衛生を十分保つことの権利(the right to maintain adequate personal hygiene)および毎日外気に触れることの権利(the right of daily access to the open air)が含まれる。さらに、訪問・面会を含む、外界との接触を制限することはいかなるものでも、他のコミュニケーションの代替手段（電話またはインターネットによる音声通信 Voice-over-Internet-Protocol communication, VoIP¹）のアクセスを増やすことによって補うものでなければならない。
- 8) SARS-CoV-2 ウィルスに感染し、または感染したと疑われる人で自由を奪われている人が隔離されまたは検疫のための収容されている場合は、関係者は毎日、意味のある人間的なコンタクトを提供されるものでなければならない。
- 9) 法執行官（警察官など）の拘束に置かれた人の虐待に対する基本的な保障は、あらゆる状況において、かつ、あらゆる時間・期間において、全面的に尊重されなければ

1

<https://www.bing.com/videos/search?q=Voice-over-Internet+Protocol+communication&mid=6C9EC41F51408CA348EC6C9EC41F51408CA348EC&view=detail&FORM=VIRE>

ならない。注意を喚起する措置（症状があらわれた人に保護的なマスクを着用するよう求めること）は、状況によっては適切となることもある。

- 10) 国内防止機関(National Preventive Mechanisms, NPM's)や拷問禁止委員会(CPT)を含む独立の機関によるモニタリングは、虐待に対する基本的な保障であることに変わりはない。国は、検疫のために収容している場所を含むあらゆる拘禁の場所へのモニタリング機関のアクセスを保障する義務を怠ってはならない。あらゆるモニタリング機関は、とりわけ老齢の者や既往症の病歴をもつ者を扱い場合に、「無害 do no harm」原則を遵守するためにあらゆる注意を払わなければならない。